

○内閣府令第 号

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（令和四年
内閣府
財務省
令第

号）の施行に伴い、及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国における営業所の設置等の認可の申請等)</p> <p>第九条の二 「略」</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分に該当するものであること。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>(外国における営業所の設置等の認可の申請等)</p> <p>第九条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分に該当するものであること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔3・4 同上〕</p>

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 「略」

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

〔3・4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 「同上」

2 「同上」

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

〔3・4 同上〕

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則(平成十年金融再生委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(自己資本の充実の状況に係る区分)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2〕8 略〕</p> <p>9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p>	<p>(自己資本の充実の状況に係る区分)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2〕8 同上〕</p> <p>9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p>
<p>10 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>10 「同上」</p>

(金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第八十八

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>〔255 略〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項又は協同組合による金融事業に</p>	<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>〔255 同上〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項又は協同組合による金融事業に</p>

<p> 二 「略」 関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六 条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規 定する連結自己資本比率 </p>	<p> 二 「同上」 関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六 条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規 定する連結自己資本比率 </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第四条 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分) 第十條の二 「略」 〔255 略〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第十六項又は第三條第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第十六項、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第七項、信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十二項又は協同組合による金融事業に</p>	<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分) 第十條の二 「同上」 〔255 同上〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第十三項又は第三條第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第十三項、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第七項、信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十二項又は協同組合による金融事業に</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>「8・9 略」</p> <p>7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p> <p>二 「略」</p> <p>7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p>
	<p>「8・9 同上」</p> <p>7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。</p> <p>二 「同上」</p> <p>7 第一項第三号の二の「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p>

附 則

この府令は、令和五年三月三十一日から施行する。